

第2部 災害予防計画

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 災害に強いまちづくり..... | 1 |
| 第1節 都市の防災構造の強化..... | 1 |
| 第2節 水害予防対策..... | 6 |
| 第3節 高潮災害予防対策..... | 8 |
| 第4節 土砂災害予防対策..... | 9 |
| 第5節 地盤の防災化促進..... | 10 |
| 第6節 公共施設・ライフライン施設の整備..... | 11 |
| 第7節 津波対策..... | 21 |
| 第8節 海拔ゼロメートル地帯対策..... | 23 |
| 第2章 災害に強い人づくり..... | 24 |
| 第1節 防災知識の普及..... | 24 |
| 第2節 防災訓練の実施..... | 27 |
| 第3節 地域住民による自主防災組織の育成..... | 31 |
| 第4節 学校(園)における防災対策、防災教育及び文化財の保護..... | 32 |
| 第5節 ボランティアとの協力体制..... | 34 |
| 第6節 事業所等の自衛消防組織の設置..... | 36 |
| 第7節 災害時要配慮者支援体制の整備..... | 37 |
| 第8節 帰宅困難者対策の整備..... | 41 |
| 第3章 災害応急対策・復旧対策への備え..... | 43 |
| 第1節 情報収集・伝達体制の整備..... | 43 |
| 第2節 消防機能の強化..... | 48 |
| 第3節 関係機関の体制整備..... | 52 |
| 第4節 災害対策本部の整備..... | 54 |
| 第5節 避難所等の選定及び整備..... | 55 |
| 第6節 防災備蓄の推進・整備..... | 59 |

第2部 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合においても、その被害を最小限度にとどめるための諸施設の整備、物資及び資材の備蓄、組織の充実及び訓練等を行う事業又は事務についての計画である。

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災構造の強化

1. 地震に強いまちづくり

(1) 趣旨

震災に強いまちづくりを着実に推進していくためには、緊急性、重要性の高いものから重点的かつ集中的に整備し、本市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが重要である。そのため、これらを計画的に推進するため本計画を定める。

(2) 計画的な推進

防災安全空間づくりのためには各種の防災対策を計画的かつ総合的に実施することが重要であり、防災まちづくりの方針を総合計画へ反映し、安全を重視したまちづくりを推進する。

(3) 都市構造の形成

市街地の面的な整備や公共施設等による延焼遮断空間の整備を推進し、より災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。そのため、以下の点に留意しつつ市街地整備を推進する。

- 木造密集市街地等防災上危険な地域における面的な整備の推進
- 防災安全街区等の整備の推進
- 道路、公園、緑地、河川等の公共施設等を活用した延焼遮断空間の整備
- 区画道路、広場等の地区施設や建築物、生け垣等の推進による地区レベルでの防災性の向上、市民の防災まちづくり活動の支援

第2部 災害予防計画

(4) 防災性向上のための公共施設の整備

避難路や緊急車両の通行のための幹線道路、指定緊急避難場所や防災活動拠点等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- 避難路ネットワーク、幹線道路ネットワーク、緊急河川敷道路の整備
- 防災公園等の防災拠点の整備
- 都市内の堤防等整備、土砂災害の防止対策の推進

(5) 住宅、建築物及び公共施設の安全性の向上

住宅や道路、河川等の公共施設については、耐震性向上等により安全性の確保を図ることが重要である。特に公共建築物や市有建築物等については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断や耐震補強工事を実施するなどの各種対策を施す。また、特定既存耐震不適格建築物の所有者も同法により、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならないという努力義務があるので、次の施策に努める。

- 耐震性の低い住宅・建築物の耐震性向上対策、耐震性に優れた住宅、建築物の整備推進等による安全性の確保。(昭和 56 年の建築基準法改正前に建築された木造軸組工法(在来工法)等の住宅については、国土交通省や三重県の補助事業を活用し、耐震診断、耐震補強計画策定、耐震補強工事への助成を行い、耐震化を支援する。)
- 急傾斜地等宅地の安全性確保
- 構造物の被災原因を踏まえた道路、河川、下水道、官庁施設等公共施設の耐震性向上
- 中高層ビルや旅館・ホテルなど不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物については、建築基準法、消防法等関係法令における各種の規定により、審査、指導を強化し、安全性を確保する。

(6) ライフライン・情報通信システムの整備

南海トラフ地震等の災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、主要なライフラインを収

第2部 災害予防計画

容する共同溝の整備を図っていく。また、緊急時における消火用水・生活水の確保、災害時の情報システムの構築が必要であるため、以下の整備に努める。

- 共同溝の整備
- 河川、下水道等の活用による緊急時の消火、生活水の確保
- 災害時等に情報を確保するための防災情報ネットワークの整備

2. 建築物の耐震化

(1) 市有建築物の耐震化

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要から、市有建築物に対して、地震防災上必要な改築又は補強を実施していく。

(2) 一般建築物の耐震化

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の市民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、市有建築物と同様に耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。また、建築物の耐震化を進めるため、市民との情報共有化、専門家との協働による市民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等を行う。

- 桑名市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき、木造住宅の耐震診断を実施する者に対して費用は無料とし、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行う。
- 桑名市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に基づき、木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対して補助金を交付し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。また、同要綱に基づき、耐震性が不足していると診断された住宅で、除却工事を実施する者に対して補助金を交付し、地震に強いまちづくりを進める。

第2部 災害予防計画

(3) ブロック塀及び石垣

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存塀への補強の必要性について普及を図るために、施工関係者にパンフレット等で周知を行うとともに、築造時には建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認申請等にて指導を行う。

(4) 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

(5) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制について

1) 被災宅地危険度判定体制

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と連携して県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に協力し、被災宅地危険度判定士の育成及び判定体制の整備に努める。また、市が判定を実施する際に、支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の養成に努める。

2) 被災建築物応急危険度判定体制

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県と連携して県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被災建築物応急危険度判定士の育成及び判定体制の整備に努める。また、判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成に努める。

3) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、行政庁間で相互に緊密な連携を取るとともに、判定制度の市民への周知に努める。

(6) 老朽木造密集市街地の地震対策

老朽木造密集地域等の都市基盤未整備の市街地においては、地震時に火災が発生すれば広範な被害が生じることから、建築物の更新を図りつつ、指定緊急避難場所、避難路、公園等の整備を推

第2部 災害予防計画

進し、都市の防火性の向上を図る。また、老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されたものは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火建物への改修を促進する。

3. 防災営農計画

(1) 風水害及び病害虫防除対策

県の防災営農技術に準じて、災害に対応した防災技術指針を、関係農業団体等を通して普及する。病害虫防除に備え、三重北農業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。(資料編「10 薬剤等備蓄物資」参照)

(2) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

北勢家畜保健衛生所とともに災害時に多発が予想される家畜伝染病の調査を行い、県、三重県農業共済組合連合会及び獣医師会の協力のもと、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に万全を期するほか、三重北農業協同組合等農業団体の関係職員等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

4. 林野火災予防計画

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多い。一度林野火災が発生すると、消火活動が極めて困難なため貴重な森林資源をいたずらに焼失するおそれがあるので、林野火災の防止については万全を期する。

(1) 林野所有(管理)者への指導

市長は林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項について指導を行う。

- 1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入
- 2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- 3) 事業地の防火措置の明確化
- 4) 火入れにあたっては、「桑名市火入れに関する条例」に基づくほか、消防機関との連絡体

第2部 災害予防計画

制の確立

5) 火災多発期(12月～3月)における見回りの強化

6) 林野火災対策用資機材の整備

(2) 監視体制の確立

林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時においては、桑名市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有(管理)者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

(3) 防災知識の普及

関係機関の協力を得て、市民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災知識の普及を図る。なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取扱い注意の掲示」、「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講ずる。

第2節 水害予防対策

1. 河川の現況

本市は、1級河川の揖斐川、長良川、木曾川、肱江川、多度川、長島川に2級河川の員弁川の河川沿いに位置し、いわゆる海拔ゼロメートル地帯を市域に多くかかえ、内陸部にも多くの河川がある。近年の住宅地造成、地域開発、地盤沈下、遊水池の減少等により、台風、集中豪雨時における破堤、溢水等の災害が懸念される。

2. 水害対策

1級河川の揖斐川、長良川、木曾川、肱江川、多度川は、国土交通省直轄河川として堤防の嵩上げ、河道掘削、堤防補強等改修工事が年々進められているが、より一層の促進を強力に国へ要請する。2級河川の員弁川は、県管理河川として改修されているが改修事業の早期完成を要請するとともに、市管理準用河川、普通河川の改修整備を図る。また、早期の内水排除のため、排水機場の設置等を国・県へ強力に要請する。

3. 低湿地対策

(1) 溜池対策

本市の山間部及び丘陵地の水田は、河川からのかんがい不可能なため、多くの水田が、その水源を溜池に依存している現状で農業用施設として重要な役割を果たしてきた。これらの溜池は、農業用水を安定確保し、ときには降雨に対する調整池としての効果を果たしている。溜池のほとんどは 100 年以上前に築造されたものであり、その後堤防の補強工事や余水吐等の改修工事を必要度の高いものから実施して溜池の安全の確保を図っている。また、各地区にため池ハザードマップの配布、ホームページでの公開により災害の未然防止に努める。(資料編「4 防災重点ため池一覧表」参照)

(2) 地盤沈下対策

長島地区における地盤沈下は鈍化したとはいえ、地盤沈下の累積沈下量は伊勢湾台風当時より増大しており、堤防補強、排水施設の改修・補強等を進めてきたものの今後とも国や県に対策事業の推進を要望する。

(3) 湛水防除対策

長島地区は輪中地域にあり周囲を河川海岸堤に囲まれ、更に地盤沈下の影響によって自然排水の不可能な現況にあり、すべて機械による動力排水に依存している。集中豪雨等のため排水不良による災害の発生の危険性もあり、その排水対策事業が必要となっている。長島地区としては、排水機、排水路、遊水池等を整備すべく、昭和 56 年には福豊排水機場、昭和 59 年に長島排水機場、昭和 63 年に松蔭排水機場、平成元年に湛水防除松蔭排水機場、平成5年に葭ヶ須排水機場、大島排水機場の改修が完成している。なお、葭ヶ須、大島地域において、長良川への直接排水工事が進められ、平成 12 年に完了している。また、千倉排水機場に隣接して新千倉排水機場の建設が平成 22 年度に完成している。多度地区の揖斐川沿岸の低位部農用地は河川堤防に囲まれ、長島地区と同様、排水対策事業が必要となってくる。多度地区には、排水機、樋門、樋管が 11 施設あり、それらの施設は順次改修補強等の整備が進められている。

(4) 下水道対策

既成市街地の大半が海拔ゼロメートル地帯であり、降雨による浸水及び市街化の進行による雨水の浸透及び貯留能力の減少等による浸水に対処するため、下水道事業計画をたて、順次排水路・ポンプ場の整備を行う。また、短期的かつ局地的な豪雨に対応するため、浸水シミュレーションを活用した効率的な施設計画を作成し、市民への情報提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な施策の推

進に努める。

第3節 高潮災害予防対策

1. 高潮及び高潮位の推定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象である。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因である。高潮が発生すると、海水が護岸を超えたり高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなる。高潮発生時の偏差(低気圧による吸い上げ高)の推算については、国土交通省中部地方整備局河川部、土木学会中部支部の共同作成による「TNT(東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会)における危機管理行動計画策定の取り組みについて」の成果から、スーパー伊勢湾台風が伊勢湾台風と同コースを取った場合、本市近郊の名古屋港では、T.P.+1.5m～T.P.+5.1m としている。本市でもこの高潮位を高潮対策施設計画の基準となる潮位として採用する。この台風の条件と海岸線の地形情報を基にしたシミュレーションによって最大偏差を抽出し、これを名古屋港の朔望平均満潮位(T.P.+1.2m)に足したものが、高潮対策施設計画の基準となる。ただし、T.P.は、東京湾平均海面を基準とした標高とする。

2. 施設の現況

近年の地盤沈下により、高潮、津波に対する機能が低下しているが、1級河川の揖斐川、長良川、木曾川は、国により堤防の改修が進められている。

3. 保全対策

高潮堤防の補強、護岸補強、消波ブロック工等改修工事が鋭意進められているが未改修部分の早期着手、完成を国・県へ強力に要請する。

4. 漁港・河川堤及び海岸等の施設対策

昭和34年の伊勢湾台風により甚大な損害を被ったが、その後、伊勢湾高潮対策事業等で改良工事を施工した。なお、県においては津波・高潮・波浪・地震変動等の災害から海岸を護るため「海岸保全区域」を定めて高潮対策事業を推進し整備を進めてきた。また、河川堤にあっても国土交通省により、補強工事が押し進められている。

第4節 土砂災害予防対策

1. 砂防対策

多度地区においては、平成7年度に柚井地内の奥山除川上流に砂防堰堤が、平成8年には多度川上流古野地内狼谷川に砂防堰堤が完成している。今後も土砂災害を防止するため、水源山地の渓間における砂防堰堤の築造等の砂防対策事業の実施を県に要請し、さらに砂防設備整備の促進を図る。(資料編「5 砂防指定地内の渓流一覧」参照)

2. 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地のうち傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上で人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域でかつ、5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含むものは、本市内で 77 箇所が指摘されており、緊急施工の必要のある箇所から防止工事の実施を県に要請し、さらに市民への周知及び避難体制の確立を図る。(資料編「6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照)

3. 山腹崩壊危険対策

多度地区には山腹崩壊危険地区に指定されているのが4箇所、崩壊土砂流出危険地区に指定されているのが6箇所存在する。防止対策として、危険地区の把握に努め、治山計画事業の推進を図るとともに近隣住民に対し、啓発活動を推進する。(資料編「7 山崩れ、がけ崩れ注意箇所一覧」参照)

4. がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり、出水等により、市民の生命に危機を及ぼすおそれのある災害危険区域や今後指定予定の土砂災害警戒・特別警戒区域内に建っている住宅及び建築基準法第 40 条の適用区域に存する既存不適格住宅については、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除去等に要する経費及び新たに建設する住宅に要する経費に対して補助金を交付する「がけ地近接等危険住宅移転事業」がある。(資料編「8 土石流危険渓流一覧」参照)市は、関係諸法及び関係条例に基づき知事に対して災害危険区域等を促すとともに、危険住宅の移転事業を促進するなど、安全な住環境の整備に努める。

5. 宅地災害の防止対策

(1) 宅地防災月間

梅雨期及び台風期に備え、市及び県は、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施行区域を中心に巡視を計画的に行い、現地では適切な指導を行う。また、広報活動を実施して市民へのPRに努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制

豪雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と連携して県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に協力し、被災宅地危険度判定士の育成及び判定体制の整備に努める。

第5節 地盤の防災化促進

1. 土砂災害危険箇所の把握及び対策

本市における土砂災害危険箇所は、資料編「6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「7 山崩れ、がけ崩れ注意箇所一覧」、「8 土石流危険渓流一覧」に記載のとおりとする。

(1) 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策防止事業

土砂災害危険箇所ごとに、次に掲げる警戒避難体制を地域防災計画に掲載するように努めることで、万々に備える。特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に土砂災害に関する情報及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市民に周知させるよう努める。

- 避難所の設置
- 避難指示等の時期決定方法
- 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法

第2部 災害予防計画

- 避難誘導責任者
- 避難所の位置及び避難指示等の市民への周知
- 崩落危険箇所の把握
- 崩落危険箇所のパトロール
- その他必要事項

(2) 溜池改修事業

市内の溜池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有している。この為災害防止上、緊急度が高い溜池から改修工事を実施する。

2. 液状化対策

地震時に発生する地盤の液状化については、地震対策の重要な事項であり、三重県が地盤の液状化危険度を調査し、その結果を「液状化危険度予測分布図(平成 25 年度地震被害想定調査)」に取りまとめている。また、南海トラフ地震等に係る南海トラフ地震防災対策推進地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的見地の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討を行うこととする。防災関係機関においては、市民等に液状化対策の周知、啓発に努める。

第6節 公共施設・ライフライン施設の整備

大災害発生時における道路、河川、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共施設・ライフライン施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となる。したがって、これらの施設については速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講ずることが必要である。このため、各公共施設管理者は、代替施設の確保、施設の多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

第2部 災害予防計画

1. 道路

災害時における円滑な交通を確保するため、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから防災対策に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るため、次の措置を講ずる。

- 国道、県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し整備の促進を図る。
- 国道、県道に接続する幹線市道の拡幅。
- 都市計画事業により住宅密集地に防火帯を兼ねた幹線市道の整備
- 都市計画道路、市道、農道等の整備促進を図る。

2. 河川

災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、緊急度の高い箇所及び治水上改修効果の大きい箇所から、河川改修事業を国・県に要望するとともに、市管理河川の改修整備に努め治水対策を図る。なお、災害危険区域は、国及び三重県の水防計画に掲げる重要水防区域とする。

3. 鉄道

鉄道事業者は列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておく。

(1) 東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

1) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう・土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図る。

2) 情報連絡設備の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図る。

第2部 災害予防計画

3) 復旧体制の整備

- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 復旧用資機材の配備及び整備
- 災害に関する知識の普及
- 訓練の実施

(2) 近畿日本鉄道(株)

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1) 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図る。

2) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

3) 復旧体制の整備

- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 応急復旧用資機材の配置及び整備
- 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- 消防及び救護体制
- 防災知識の普及

(3) 三岐鉄道(株)

第2部 災害予防計画

1) 鉄道施設の防災対策

大雨による浸水及び盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、安全対策の強化

2) 情報連絡施設の整備

情報を迅速かつ正確に周知させるため、連絡通信設備の整備を図る。

3) 復旧体制の整備

- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 復旧用資機材の配備及び整備
- 災害時における列車及び旅客の取扱い方の徹底
- 消防及び救護体制
- 防災知識の普及

(4) 養老鉄道(株)

1) 復旧体制の整備

- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 復旧用資機材の配備及び整備
- 列車及び旅客の取扱い方の徹底
- 消防及び救護体制
- 防災知識の普及

第2部 災害予防計画

4. バス

一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害に対処し得るよう、次の体制の整備を図る。

(1) 三重交通(株)

1) 復旧体制の整備

- 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
- 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

2) 情報連絡施設の整備強化

- バス車両無線の全車両搭載への計画的取り組み

(2) その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても、同様の体制を整備する。

5. 上下水道

(1) 上水道

災害による施設故障や漏水に伴う断・減水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。

1) 施設の安全性強化

水道施設の新設、拡張、改良に際しては、「水道施設設計指針（2012、日本水道協会編）」や「水道施設耐震工法指針・解説（2009、日本水道協会編）」に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行う。また、施設の維持管理に際しては、災対法や大規模地震対策特別措置法に基づく「厚生労働省防災業務計画」「水道事業等における地震対策について（通知）」「水道の地震対策の強化について（通知）」「水道の耐震化計画策定指針」等により、適切な保守点検

第2部 災害予防計画

による安全性の確保に努める。

2) 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

3) 応急対策(応急給水・復旧)のための体制整備

水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水栓の整備、応急給水用資機材及び人員の配備等の応急給水・復旧体制を整備する。

4) 非常時の協力体制

三重県水道災害広域応援協定（平成9年10月21日締結）及び桑名市水道施設被災時における応援業務に関する協定(令和4年11月30日)を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

(2) 下水道

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

1) 施設の安全性強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

3) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

第2部 災害予防計画

4) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県及び桑名・員弁広域連合等と相互応援体制を整備する。

6. ガス

(1) 都市ガス(東邦ガスネットワーク株)

都市ガス事業者は、災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する

1) 設備の安全性の強化、充実

- 使用材料の選択による強化
- 工事施工方法、接合方法の強化

- 工作物の維持のための巡視点検の強化充実

2) 緊急措置体制の整備

- 緊急動員・出動体制の整備
- 災害対策本部の設置基準の整備
- 単位ブロック、統合ブロック、復旧措置ブロックの形成

- 情報通信設備の整備

- 復旧用資機材の備蓄

- 緊急巡回点検マニュアルの作成

- 供給停止の手順、図面等の整備

第2部 災害予防計画

- 広報の時期・手段並びに担当者の整備

(2) LPガス

LPガス事業者は、災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

1) LPガス供給設備の安全性の強化

容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。安全性機器の設置を促進する。

2) 緊急措置体制の整備

販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

3) 啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

7. 廃棄物処理施設

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保する。

(2) 応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。

8. 電気(中部電力パワーグリッド株)

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。また、不等沈下、地滑り等のおそれがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の安全対策を考慮する。

(2) 体制面の対策

- 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。また、社内防災訓練を実施するとともに、市における訓練へ参加する。
- 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- 関係会社、各支店との連携・協調による応援体制を整備する。
- 地方自治体、警察との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。
- 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

(3) 復旧体制の整備

- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- 応急復旧用資機材の配置及び整備
- 消防及び救護体制
- 防災知識の普及

9. 通信(西日本電信電話(株))

災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じる等万全の措置を期する。

(1) 電気通信設備等の予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- 大雨、洪水、高潮等による浸水のおそれがある地域の電気通信設備等については、水害対策を行う。
- 暴風及び暴風雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、風雪害対策を行う。
- 主要な電気通信設備が設置されている建物については、火災対策を行う。
- 主要な電気通信設備については、予備電源を設置又は移動電源車等により電力の供給を確保する。

(2) 伝送路の整備

局地的な災害による回線の被害を分散するため、次の整備を図る。

- 主要都市間に多ルート伝送路を確保する。
- 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常用措置として、あらかじめ次の対策を行う。

- 回線の切替措置方法の整備
- 可搬無線機、ポータブル衛星等による非常用回線の確保
- 孤立防止対策用衛星電話による孤立地域(村落)の通信途絶解消

- 指定避難所等への特設公衆電話の事前設置

第7節 津波対策

1. 情報伝達体制の確立

市は、市民等が津波から迅速に避難できるよう、平常時から津波危険地域、避難経路、避難場所を周知するとともに、津波警報等の伝達手段である同報無線の整備、サイレン、半鐘など多数手段の確保により、情報伝達の空白域が生じないように努める。また、多数の人出が予想される観光地や漁港の管理者に対し、観光客、水産事業者等への情報伝達体制を確立させるとともに、避難誘導看板標識を整備する等の対応を進める。

2. 海岸保全事業等の推進

各施設の管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な施設の補強や整備を推進する。また、津波による被害を防止・軽減するための防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食いとめる措置を講じることに努める。

3. 海面監視体制の確立

強い地震(震度4以上)を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台から津波の心配がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

4. 避難行動の普及

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、津波浸水予測図の作成及び避難誘導標識等の整備の推進を図り、地域住民に対して津波浸水想定区域の周知を行う。

(1) 一般市民に対する内容

- 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等の安全な場所に避難する。

第2部 災害予防計画

- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難する。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(2) 船舶に対する内容

- 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに港外(水深の深い海域)退避する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、ただちに港外退避する。
- 港外退避できない小型船は、ただちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後短時間で津波の来襲が予想される地域にあっては、ただちに安全な場所に避難する。

(3) ハザードマップ等による避難場所等の周知啓発

県の津波浸水予測図に基づき避難場所・避難路等を示したハザードマップの作成、三重県避難誘導標識設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から市民や観光客等への周知に努める。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者を適切に避難誘導するための体制整備、津波防災訓練の実施に努める。

5. 津波関連施設の整備

(1) 津波に強いまちづくり

地域の実情を踏まえて、津波から徒歩による迅速かつ確実な避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 津波避難施設の整備

できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。

- 津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難施設の整備、津波避難ビルの指定、避難路の整備等により避難困難エリアの解消に努める。
- 津波避難施設の整備に当たり、可能な限り津波の浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努める。
- 津波による浸水の恐れがある場所に津波避難施設を整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- 避難経路、避難階段の整備に当たっては、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善に努める。

第8節 海拔ゼロメートル地帯対策

海拔ゼロメートル地帯は、地震による強震動により液状化現象が起きやすく、その後、堤防の沈降による浸水の発生、また、台風による高潮や洪水により堤防の決壊等での浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続するおそれがあります。このような地域の特殊事情を踏まえた「避難体制の構築」「避難路、避難場所等の整備」「耐震化」「液状化対策」などの地域ならではの防災・減災対策を推進する。また、浸水時における避難場所又は孤立避難者への救援や支援物資の輸送ルート及び輸送手段等の具体的な検討を行い、「輸送計画の構築」に努める。

第2章 災害に強い人づくり

第1節 防災知識の普及

災害時の混乱防止と被害を最小限度にとどめるため、市民等を対象に防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努める。また、職員及び自主防災組織等に対しても、各種防災関連イベントへの参加を促し、非常時における適切な判断力・行動力の養成を図る。

1. 市民への普及

市民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等で配布するとともに、防災ビデオの貸出、講演会、映画会等各種集会の開催や報道機関と協力してマスメディアを通じ災害予防、応急措置等知識の向上に努め、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、その実践を促進するための市民活動を展開する。また、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に災害時要配慮者に十分配慮する。さらに男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。なお、必要に応じて市民からの地震対策に関する相談窓口を設置する。

- ハザードマップや災害時の行動マニュアル等の作成・配布
- 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 台風、洪水、地震・津波、土砂災害、竜巻等に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 市民が緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適正な防災行動がとれるよう、気象台や県等はこれらについて周知や啓発を行う。
- 警報、特別警報に関する普及啓発
- 正確な情報入手の方法

第2部 災害予防計画

- 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策、災害応急対策等の内容及び応急危険度判定制度の紹介
- 各地域における津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所等に関する知識(警戒避難に関する知識)
- 各地域における避難場所及び避難路、災害時要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- 避難生活に関する知識
- 平常時に市民が実施する応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- 住宅等の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 個人備蓄の促進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭において最低3日間程度以上の飲料水をはじめとする生活用水、飲料、生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、高齢者及び乳幼児用の食料等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努める。

- 災害時要配慮者に対する対応

災害時要配慮者は、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、不自由な生活を強いられたりすることが考えられることから、地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

2. 園児・児童・生徒への教育

(1) 防災上必要な組織の整備及び安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校(園)では平常時から災害に備え職員等

第2部 災害予防計画

の任務分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、園児・児童・生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災知識の普及に努める。

(2) 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び園児・児童・生徒の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。特に、消火器・消火栓等の配置図や避難通路は明確にしておく。

(3) 登下校(園)時の安全確保

登下校(園)時の園児・児童・生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、園児・児童・生徒の誘導方法、保護者との連絡方法、緊急通学路の設定及びその他登下校(園)時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員・園児・児童・生徒、保護者及び防災関係機関に周知徹底を図る。

(4) 学校(園)を中心に地域が一体となった防災教育

災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を園児・児童・生徒に理解させるため、各学校(園)においては地域コミュニティにおける多様な主体との関わりのなかで地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織と協力した防災訓練を実施する。

3. 職員に対する教育

市及び防災関係機関の職員、教職員、保育士は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、あらゆる機会を利用して、防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。また、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、各部署は災害時の防災マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震・津波、台風、水害、竜巻に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第2部 災害予防計画

- 職員が果たすべき役割
- 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 今後、風水害、地震対策として取り組む必要のある課題

4. 企業に対する普及

企業は、災害時における企業の重要業務を継続させるための事業継続計画の策定や、企業の果たすべき役割を十分に認識したうえで、防災訓練などの取組みを促進する。桑名市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第2節 防災訓練の実施

災害が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、各災害予防責任者は、単独又は共同で防災訓練を実施し、その属する機関の職員に対し市防災計画を習熟させ、防災責任と防災技能の強化向上を促すとともに、防災関係機関との連携を深め、併せて地域住民に防災知識の普及を図る。また、訓練実施後には事後評価を行い、職員の習熟度の確認と課題抽出を行い、必要に応じて防災体制の改善を行う。さらに、新たな防災体制の改善点の検証が可能となるよう、適時防災訓練の内容を見直す。

1. 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、要員参集訓練、災害対策本部運営訓練、情報の収集・伝達及び広報訓練、通信連絡訓練、避難誘導訓練(災害時要配慮者の誘導を含む)、救出・救護訓練、水防訓練、土砂災害防災訓練、消防訓練、交通規制・警備訓練、道路の警戒復旧訓練、ライフラインの復旧訓練、支援物資調達・配布訓練、帰宅困難者対策訓練、複合災害を想定した訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養う。なお、訓練を実施する際には、災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2. 総合防災訓練

基礎訓練を組み合わせ、国、県、市町、消防機関その他の防災関係機関や、災害時要配慮者を含めた市民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

(1) 図上訓練

災害時における本市及び防災関係機関の役割又は、他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。その訓練実施項目は、概ね次のとおりとする。

- 災害応急対策に従事し又は協力する者の動員及び配置計画
- 災害応急対策用資機材及び救助用物資等の緊急輸送対策
 - 市民の避難対策及びこれに伴う措置

(2) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられる。

1) 災害防御訓練

- 消防訓練
- 水防訓練、水門、陸閘等の閉鎖訓練
 - 土砂災害訓練

2) 避難訓練

3) 救急・救助訓練

4) 災害応急復旧訓練

第2部 災害予防計画

- 鉄道・道路の交通確保訓練
- 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
- 堤防の応急修復訓練
- 電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
- その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(3) 主な訓練実施計画表

| 種 別 | 時 期 | 内 容 | 参加機関 | 備 考 |
|----------|------|---------------------|----------------------------|----------------|
| 水防訓練 | 5 月 | 水防訓練 | 市、消防本部、消防団 | |
| 消防訓練 | 随時 | 災害救助・消火訓練、避難訓練、救急処置 | 消防本部、消防団 | |
| 災害通信連絡訓練 | 9月上旬 | 予警報の伝達 各種災害報告等 | 県、警察、自衛隊、市、消防本部、消防団、防災関係機関 | 県の防災通信訓練に含めて実施 |
| 災害避難救助訓練 | 随 時 | 避難方法 救出・救助方法 | 市、消防本部、消防団、自治会、学校等 | 変更後に合わせる |
| 総合訓練 | 適 時 | 上記訓練の2つ以上を組み合わせる行う | 防災関係機関 | |

3. 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認及び点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- 伝達方法、内容
 - 発受時間及び集合所要時間

第2部 災害予防計画

- 集合人員

- その他必要事項

4. 市民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業、防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力及び支援し、災害時要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を促進する。

5. 防火防災訓練災害補償等共済制度

市等が行う防災訓練に参加した一般市民に負傷等が発生した場合の救済措置として、防火防災訓練災害補償等共済制度を活用する。

6. 事業所等の防災訓練

高層建築物・大規模店舗・娯楽施設・宿泊施設・学校・社会福祉施設・病院等の管理者及び工場事業所等の管理者は、市及び防災関係機関の協力を得て、来客、収容者等の避難誘導訓練及び職員又は従業員の災害防御活動訓練等を随時実施するよう努める。

7. 自主防災組織の訓練

南海トラフ地震等の大規模地震による災害は、瞬間的な建造物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を越えた被害が予想されるので、市民独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動が被害の軽減につながる。したがって、市民が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練等を中心に、実践的な訓練実施計画を定め訓練実施及び検証を推進する。

8. 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、市の総合防災訓練に参加するとともに、それぞれ単独ないし市と協力して防災訓練を行う。

第3節 地域住民による自主防災組織の育成

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。

1. 地域住民の自主防災組織

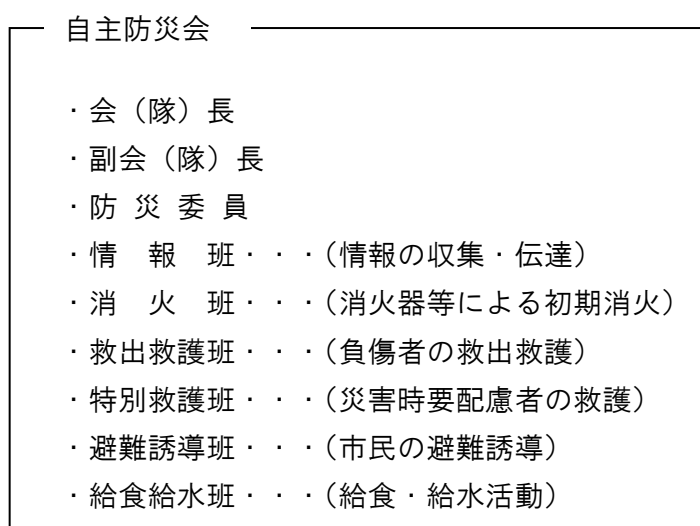
(1) 自主防災組織には、市防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画を定める。

(2) 女性の参画を進めながら自主防災組織の組織化、組織間のネットワーク化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努める。

(3) 市は、個人情報取り扱いに十分留意しつつ自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制を構築しておく。

(4) 自主防災組織の編成及び活動内容

1) 自主防災組織の編成例



2) 自主防災組織の活動内容

第2部 災害予防計画

| 平常時の活動 | 災害時の活動 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・防災意識の啓発・普及・防災訓練の実施・地域内の安全点検・防災資機材の点検整備・各防災関係機関との連携協力 | <ul style="list-style-type: none">・情報の収集・伝達・出火防止及び初期消火・救出救護・避難誘導・避難所の管理運営・給食・救援物資の配備 |

2. 自主防災組織協議会の設立

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは、共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

3. 自主防災組織の資機材の整備

市は災害の発生に際し、自主防災組織等の地域住民による迅速・的確な災害応急対策を支援するために、市内各地区への防災資機材の充実を図っていく。

4. 地区防災計画の策定等

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。なお、市は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第4節 学校(園)における防災対策、防災教育及び文化財の保護

1. 趣旨

南海トラフ地震等の地震災害発生時における学校(園)の園児・児童・生徒・教職員等の安全確保と、学校教育活動の確保について円滑に実施できるよう教育委員会は、マニュアル等を作成し、学校(園)長と密接な連携のもと、次のことに留意して各学校における防災意識の高揚を図り、園児・児童・

第2部 災害予防計画

生徒の安全を確保するとともに、文化財の保護についても万全を期するため本計画を定める。

2. 対策

(1) 防災体制の整備

各学校(園)において、職員等の任務分担を定め、相互の連携、時間外における参集等迅速かつ適切な対応ができるような体制の強化に努める。

(2) 施設の補強改修

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び補強箇所の早期発見に努め、これらの補強改修を図る。

(3) 安全の確保

1) 在校(園)中

適時防災上必要な安全教育を行うとともに、突発的な事態に対処できるよう防災訓練等の実施に努める。

2) 登下校(園)中

情報収集・伝達方法、園児・児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及び危険回避の方法等の計画を樹立し、教職員、園児・児童・生徒、保護者及び防災関係機関への周知徹底を図る。

(4) 連絡網の確立

市教育委員会、警察署、消防機関、医療機関及び保護者との連絡網を確立する。

(5) 文化財の保護

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に対し、その保存・監理に万全を期するよう指導・助言を行う。

第5節 ボランティアとの協力体制

災害時において災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。また、行政、ボランティア関係機関、災害ボランティアグループ等は、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

1. 活動環境の整備

市、関係団体及びボランティア団体は、災害時に迅速かつ効果的なボランティア活動を実施するための体制を整備する。

- ボランティアの受付方法の整備
- 被災地の状況や支援活動のための情報提供など、ボランティアが参加しやすい体制づくり
- 社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携

2. 基盤づくり

- 災害発生時におけるボランティアに期待する役割について明確にするとともに、受入れ体制についても検討する
 - 市の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。
- ボランティア活動への市民の参加意識の高揚を図るため、各種ボランティア講座を開催し、活動の場や機会を提供する。
 - 学校教育・社会教育など、様々な機会を通して、ボランティア活動の普及・啓発を図る。

3. 人材育成

- 専門性を持ったボランティアの募集方法を検討する。

第2部 災害予防計画

- 災害ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。
- 災害ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

4. 協力体制の構築

災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、日本赤十字社三重県支部、桑名市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、災害ボランティアグループ等との連携を図り、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制や災害救援の構築を図る。また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

5. 種類と内容

ボランティア活動には、一般労力提供型と専門技術型が考えられ、ボランティアそれぞれの役割について理解し、分野別に体制と連携方策について定めておく必要がある。

(1) 一般ボランティア

一般ボランティアは、組織化された集団ではない場合が多く、災害直後から支援提供が予想されるので、あらかじめ受付方法、派遣調整等について定めておく。

- 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達
- 避難所の運営補助及び避難所生活者の支援
- 物資配送拠点における支援
- 災害時要配慮者の支援
- 臨時動物保護所の運営協力等
- その他被災者等の支援のための必要な活動

第2部 災害予防計画

(2) 専門性を持ったボランティア

平常時に多様な活動を展開している NPO・ボランティア等の団体と連携を強化し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行うことができるよう働きかける。

- 被災宅地の応急危険度判定
- 被災建築物の応急危険度判定
- 外国人のための通訳
- 救護所での医療、看護、保健予防
- 薬剤師による医薬品、救援物資の仕分け
- 被災者メンタルヘルスケア
- ヘルパー等による介護支援
- 手話通訳等による支援
- アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- その他職業上持っている専門的な知識や技能を有する者

第6節 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織等の設置について推進し、自衛消防隊等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるよう、さらに指導體制を充実する。

第7節 災害時要配慮者支援体制の整備

1. 社会福祉施設等における対策

(1) 防災活動マニュアルの策定

災害時の職員の活動任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者や家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災活動マニュアルを施設ごとに策定する。作成にあたっては、普段から施設を利用している人だけでなく、災害時に避難してくる災害時要配慮者に対する対策も含めて作成する。

(2) 防災訓練の実施

地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携体制の確保

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは人員が不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(6) 非常用物資の備蓄

災害が発生した場合、交通機能が失われ生活必需品の補給が受けられないことや、電気・ガス・水道といったライフラインが停止することが想定される。そのような状況に陥った場合でも、施設入所者への適切なケアを確保できるよう生活必需品の備蓄に努める。

2. 在宅の要配慮高齢者、障がい者等の対策

(1) 避難行動要支援者の把握と名簿に掲載する者の範囲

今般、東日本大震災における災害時要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 54 号。以下「改正法」という。)が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

そのため、市は、避難行動要支援者に対する支援について、地域社会と連携した避難支援体制の強化、充実を進める。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、市内に住所を有する者(施設入所者、長期入院者を除く。)で、以下のいずれかに該当する者。

1) 75 歳以上のみの者で構成される世帯

2) 要介護 3 以上の介護保険認定を受けている者

3) 身体障害者手帳の等級が下記のいずれかを満たす者

・ 肢体(上肢、移動機能)は 2 級以上

・ 視覚、聴覚、平衡機能、肢体(下肢、体幹)、呼吸器機能は 3 級以上

4) 療育手帳の等級が A 2 以上の者

5) 精神障害者保健福祉手帳の等級が 1 級の者

6) その他市長が必要と認める者

(2) 個別避難計画の作成

災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 30 号)では、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成を市町村の努力義務とした。

第2部 災害予防計画

市では個別避難計画の作成を避難行動要支援者の内、特に支援の必要な者ごとに作成する。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(3) 避難支援等関係者となる者

自主防災組織、自治会、民生委員児童委員協議会、消防団、福祉関係の相談機関の相談員等の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに避難支援等関係者を定める。

(4) 避難行動要支援者の把握のための情報収集

防災部局や福祉部局をはじめとした行政機関、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係者、地域の組織・団体が連携し、避難行動要支援者及び個別避難計画対象者の情報把握に一層努める。

(5) 名簿及び計画の作成及び作成に必要な個人情報

避難行動要支援者把握調査の結果を踏まえ、避難行動要支援者名簿と個別避難計画（以下「名簿及び計画」という。）を作成する。名簿及び計画の作成に必要な個人情報は、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他避難支援等実施者の氏名又は名称、住所等必要な事項とする。

(6) 名簿及び計画の管理・更新等

避難行動要支援者把握調査を定期的実施し、名簿及び計画の情報更新、名簿及び計画対象者の新規追加・削除を行い、常に新しい情報を管理しておくとともに、情報を提供することについて本人の同意が得られた場合は、本市及び避難支援等関係者間で適切に共有する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 秘密保持義務

名簿及び計画の提供を受けた者もしくは名簿及び計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿及び計画に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(8) 避難のための情報伝達

第2部 災害予防計画

避難準備情報等の発令される情報は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報であり、発令及び伝達については、一人一人に確実に伝わるよう特に配慮し、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

(9) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

(10) 避難受入れ対策

市は、福祉避難所の選定を行うとともに、これらの防災情報について避難行動要支援者や自主防災組織等への啓発を進める。

1) 福祉避難所の選定

市は、避難行動要支援者が安心して避難ができる福祉避難所の指定を進める。また、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協定により、避難行動要支援者が必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備する。さらに、避難所へ手話通訳者、要約筆記者、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から市社会福祉協議会との連携に努める。

2) 避難所の福祉的整備

市は、避難所において在宅の要配慮高齢者、障がい者等の生活に支障がないよう福祉的な仕様を施した設備の整備に努める。また、被災した社会福祉施設入所者等を他の社会福祉施設へ移送する体制についても整備に努める。

(11) 避難確保計画の作成

「水防法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 31 号)」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年6月 19 日に改正された。この改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のことを指す。令和3年5月の「水

第2部 災害予防計画

防法」及び「土砂災害防止法」改正により施設管理者等は市に訓練結果を報告することが義務化された。また、避難確保計画及び訓練結果の内容に対する助言勧告制度が創設された。市は浸水想定区域等に立地している要配慮者利用施設を地域防災計画に記載し、当該施設に対して計画の作成及び訓練の実施を促していく。

第8節 帰宅困難者対策の整備

市は、県と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗等に協力を求め、受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。また、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

1. 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、事業者等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- むやみに移動を開始することは避ける
 - 事業者内等に滞在するために必要な物資の確保
- 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
 - 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認(家族間であらかじめ決定)
- 訓練の実施

2. 駅周辺における滞留者対策の体制確保

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、桑名駅等の周辺において、公共施設の活用をはじめ、民間事業者との協定を締結するなど、帰宅困難者の受入れ体制の整備を

第2部 災害予防計画

進める。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。

また、市は、浸水区域内にある主要な駅や多くの滞留者が発生すると考えられる場所について、滞留者が避難する場所の施設整備や経路確保について検討を行う。

第3章 災害応急対策・復旧対策への備え

本市の災害応急活動を迅速的確に行うため、情報収集伝達機器の整備、浸水想定区域等における警戒避難体制の整備及び災害対策に用いる資器材の整備など体制を整える。

第1節 情報収集・伝達体制の整備

1. 職員参集システム

勤務時間内外を問わず気象警報が発表された場合は、職員参集システム(ASKメール)により事前登録職員全員に情報を伝達し、第2次配備第1段階の体制を構築する。

(1) 情報伝達条件

暴風・暴風雪・大雨・大雪・高潮・洪水のいずれかの警報が発表されたとき。

(2) メッセージ内容

| | 題名 | 本文 |
|-------|------------------------|---|
| 勤務時間内 | 第2次配備 第1段階 (勤務中) | 〇〇時〇〇分桑名市に△△・△△警報が発表されました。 今後の情報に注意してください。 |
| 勤務時間外 | 第2次配備 第1段階 (勤務外) | 〇〇時〇〇分桑名市に△△・△△警報が発令されました。 第2次配備第1段階となりますので、動員計画における各課担当職員は参集してください。 |

2. 防災情報発信システム

災害発生時に地域住民に的確な情報を伝達するため、多様な通信手段の整備に努める。

(1) 災害時緊急メール

第2部 災害予防計画

災害時や非常事態発生時に桑名市が携帯電話に電子メールで情報を提供するシステムである。事前に登録した市民等へ「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を発信する。

(2) 緊急防災ラジオ

災害時や非常事態発生時にコミュニティエフエム放送を活用して、Jアラートや桑名市が発令する避難情報等を発信する。

(3) 緊急速報「エリアメール」(docomo)、緊急速報メール「災害・避難情報」(au)、緊急速報メール(softbank)

以下の事象が発生した場合に、情報を発信する。

- 高齢者等避難
 - 避難指示
 - 警戒区域情報
 - 指定河川洪水予報
 - 土砂災害警戒情報

(4) 県の「防災みえ.jp」及び「メール配信サービス」

災害発生時に各機関で迅速確実な災害情報の収集・連絡が行えるよう、三重県防災通信ネットワーク機器の利用を促進し、三重県防災対策部ホームページ「防災みえ.jp」及び「メール配信サービス」の普及により市民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

(5) 気象庁ホームページ及び津地方気象台

台風、大雨、高潮等の気象情報を入手する。

(6) 国土交通省「川の防災情報」

河川の各水位観測所における降雨量、水位等の情報を入手する。

第2部 災害予防計画

(7) 国土交通省「XバンドMPLレーダ雨量情報」

最新の雨量観測情報を入手する。

3. 防災行政無線の整備

災害時における災害通信連絡が迅速かつ的確に行われるよう、通信体制の強化を図るとともに、当該施設の整備に努める。

(1) 災害通信網の整備

災害に関する予報、警報及び災害時における情報の収集、伝達を地域住民、公共団体、公共機関及びその他防災上重要な施設並びに県へ連絡するための通信網を整備する。

(2) 災害通信施設の整備

1) 県防災行政無線

市は、県及び県の地域機関、県内市町並びに防災関係機関との間において、気象情報及び各種災害に関する情報の収集、伝達を行うため、衛星系通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い運用している。なお、本市における無線電話の設置場所は次のとおりとなる。

a) 市役所内

① 防災・危機管理課・・・ 1 地上系電話機

(本庁舎2階) 2 衛星系電話機及び受令機

3 FAX併設

② 警備員室…………… 1 地上系電話機

(本庁舎1階) 2 衛星系電話機及び受令機

第2部 災害予防計画

b) 消防本部

- ① 警防本部(2階)・・・
 - 1 地上系電話機
 - 2 衛星系電話機及び受令機
 - 3 FAX併設
 - 4 衛星可搬型電話機(FAX兼用)
- ② 会議室(2階)・・・
 - 1 地上系電話機
 - 2 衛星系電話
- ③ 総務課(3階)・・・
 - 1 地上系電話機
 - 2 衛星系電話機

c) 多度地区市民センター内

- ① センター内……………
 - 1 地上系電話機
 - 2 衛星系電話機及び受令機
 - 3 FAX併設

d) 長島地区市民センター

- ① センター内……………
 - 1 地上系電話機
 - 2 衛星系電話機及び受令機
 - 3 FAX併設

(3) 市防災行政無線(移動系、同報系)

市は、災害時における各種情報の伝達及び被災状況の把握を迅速に行うため、移動系防災行政

第2部 災害予防計画

無線の整備を行い、外部の防災関連機関及び生活関連機関へも移動系防災行政無線を配備することで相互連携や情報交換を行う実情に即した移動系防災行政無線システムを構築している。また、市内の浸水想定区域にはデジタル同報系防災行政無線を整備し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

1) 移動系(デジタル)

基地局は、防災・危機管理課に、中継局を大山田分署と多度山に、移動局は本庁、多度地区市民センター、長島地区市民センター及び防災関連機関並びに生活関連機関に設置している。

2) 同報系(デジタル)

デジタル同報系防災行政無線の基地局は移動系の既設設備を利用し、子局は53基(桑名地区)、13基(多度地区)、35基(長島地区)を設置している。

3) 情報の収集・伝達体制の整備

災害時において迅速に被害の情報を把握するとともに、市民や観光客等帰宅困難者に対して、各種の警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線の整備を推進する。なお、防災行政無線の整備にあたっては、施設・設備の耐震対策に留意し、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に努める。

(4) 通信機器の維持補修

既設の通信機器及び機材が常に活用できるよう定期的に点検整備を行うとともに、通信機器の操作の徹底に努める。

4. 情報収集・連絡手段

災害時に、本市及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。また、被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

災害対策本部各部、防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整

第2部 災害予防計画

備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、本市及び防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。また、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害発生時の業務継続を確保する観点から自治体クラウドの導入を検討していく。

(3) 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家などの意見を活用できる体制を構築するよう努める。また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

(4) 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に災害時要配慮者、災害により孤立している地域の被災者、帰宅困難者等の情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図れるよう普及、啓発に努める。さらに、市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用も含め、災害時要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(5) 居住地以外の市町に避難する市民への情報提供

市、県、防災関係機関は、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第2節 消防機能の強化

1. 火災予防対策

火災は年々多種多様化し、かつ、その被害の規模態様も複雑化している。このため各種火災の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るため火災の予防対策を樹立し推進する。

第2部 災害予防計画

(1) 防火管理制度の徹底

防火対象物の関係者に対し、火気の正しい使用及び消防用設備等の点検、整備など徹底した防火管理を指導する。また、消防法第8条に規定する学校、病院、工場等防火対象物を対象として、毎年防火管理講習会を開催して、有資格者を養成するとともに当該防火対象物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検・報告義務の周知などの防火管理者による自主防火管理の強化を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然予防及び火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気取扱いの指導、住宅用消火器や防災品といった住宅用防災機器等の普及促進などの住宅防火対策を推進する。

(3) 火災予防査察の強化

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物及び危険物施設等に立ち入り、位置、構造、設備その他管理の状況について検査を実施して火災、人命の危険を排除するとともに自主防火体制の確立を図る。

(4) 火災予防運動等の実施

市民に対して火災予防思想の普及高揚を図るとともに、防火対象物等の防火管理、点検を確実に実施させ、火災予防の徹底を期するため、春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デー、防災の日、年末年始の特別警戒等各種運動を強力に推進する。

2. 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

次により市の消防力の強化に努める。

1) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。

第2部 災害予防計画

また、消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練の機会を拡充し資質の向上を図り、青年、女性層の参加を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

2) 消防教育訓練の充実

3) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。また、平成25年度に三重県が公表した南海トラフ地震における桑名市の津波被害想定において、現在の消防本部庁舎付近は2mから5m位の津波浸水地域に指定されていることから、災害時には、消防本部の機能が失われ、市民の安全安心の確保が困難になり、現場活動の指揮統制が出来なくなる。このことから、災害対策の拠点となる施設の安全性を確保し、もって防災機能の向上を図り、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、消防本部の高台への移転を進めている。

3. 自衛消防力の強化育成

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物(消防法第8条に規定するもの)の関係者に対し、防火管理制度の徹底と結びつけて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

4. 危険物の災害予防

(1) 危険物施設に対する指導

危険物施設に対しては、立入検査を実施して、位置・構造・設備の技術上の基準及び貯蔵取扱い基準を的確に遵守させるとともに、災害防止の徹底を図る。また、危険物取扱者を含めた危険物施設の関係者に対しては保安教育を通じて危険物火災防止の指導に努める。

(2) 移動タンク貯蔵所等に対する指導

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、警察機関と共に立入検査を実施し、運転者への直接指導を行う。

5. 放射性物質の災害予防

放射性物質による被ばく等の災害を防止するため、施設の設置場所及び使用状況を把握し災害時に対処する。

6. 毒物・劇物等の災害予防

災害時における毒物・劇物による危害を防止するため、毒劇物の貯蔵、取扱いの実態を把握し、災害時に対処する。

7. 高圧ガスの災害予防

ガス災害を未然に防止し、地域住民の安全確保を図るため、市内の液化石油ガス製造、供給及び消費施設における予防対策を確立し、発災に備え、防災関係機関の相互連絡、協力活動体制を整備強化する。

(1) 共同点検の実施

ガス事業者は、消防、警察機関が実施するガス施設の立入検査について協力する。

(2) 資料の提供

ガス事業者は、集合供給施設及び大型企業、地階、中高層建築物等並びに不特定多数が入り出す建築物で、関係機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で防災活動上必要なものを、必要とする関係機関に提出する。各関係機関は、ガス漏えい防除に必要な施設及び資機材等の資料を相互に交換する。

(3) 広報の実施

ガス事業者は、消費者に対しガスの使用に伴う危険の発生防止のため、必要な措置を記した広報パンフレットを配布する。

第3節 関係機関の体制整備

1. 受援体制の整備

発災時に備え、自衛隊や警察、消防機関、TEC-FORCE(国土交通省緊急災害対策派遣隊)、リエゾン(災害対策現地情報連絡員)等をはじめとした防災関係機関の応援を受け入れるための体制を整備し、桑名市災害時受援計画でこれを定める。

2. 医療体制の整備

大規模災害発生時の医療救護需要は、極めて多量で広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されることから、応急医療体制の整備が極めて重要となる。

そのため、医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動について調整しておく必要があるため本計画を定める。

(1) 医療体制の整備

- 災害発生時における医療機関の被災状況や稼働状況などについて、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」などにより的確な災害医療情報の把握を行うと共に、(一社)桑名医師会等の医療機関との連携強化を図る。
 - 医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、医療救護所の設置、救護班の編成について定めておく。
- 患者搬送手段の確保や医師、看護師等の不足する人員を補充する支援体制について、県、桑名保健所、消防、警察、自衛隊、近隣市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、ボランティア団体、マスコミ等と広域的な連携を図っておく。
 - 後方医療体制の整備

災害時多くの人命の救助、医療救護を可能にするため、医療救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速かつ的確に行える連携体制及び救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

第2部 災害予防計画

(2) 医薬品等の確保

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、災害時に必要な医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、県を含む防災関係機関と連携を図る。また、他都道府県や他市区町村からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ体制及び供給体制の整備を図る。

(3) 医療機能の確保

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

3. 緊急輸送路の整備

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ防災関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

(1) 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、防災関係機関に対する周知を徹底する。

(2) 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、防災関係機関や地域住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

(3) 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

4. 緊急通報システム導入

市は、障害のある独居老人及び高齢者世帯に緊急通報システムを導入し、24 時間体制で通信の確保に努め、災害時要配慮者の安全確保を図る。

5. 食糧調達の強化

災害時に食料の調達を速やかに行うため、市は次の事項を実施する。

- (1) 市内小売業者のリスト作成と毎年 of 更新作業
- (2) 農協、商工会議所、商工会、食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

第4節 災害対策本部の整備

1. 災害対策本部の体制

桑名市災害対策本部(以下「市災対本部」という。)は、桑名市役所本庁舎内に設置するが、多度地区市民センターや長島地区市民センター等の市本庁舎以外の庁舎についても、実際の災害発生現場に近い庁舎等を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2. 災害対策本部の施設及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギーの確保などの整備を進めていく。

3. 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に物資・機材等が必要なほか、市災対本部職員用の食料、飲料水、仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

4. 代替施設の確保

大規模災害発生時、本庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、代替施設として多度地区市民センターの確保に努める。

5. 報道用スペースの設置

市民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、報道用スペースの設置を検討する。

第5節 避難所等の選定及び整備

災害から人命の安全を確保するため、指定緊急避難場所又は避難所の整備を図る。

1. 避難所等の選定

(1) 避難所等の区分及び選定の基準

市は、指定緊急避難場所又は避難所をあらかじめ指定しておく。なお、指定にあたっては、洪水浸水や津波浸水、土砂災害の危険性、建築物の耐震性を確認するとともに、観光客等の地域外からの滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難所の確保に努め、桑名警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく。(資料編「11 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧」参照)

また、指定後は三重県避難誘導標識設置指針に基づき案内図、案内標識等を設置し、市民・観光客等に対する周知に万全を図る。

第2部 災害予防計画

(避難所等の区分と考え方)

| | |
|----------|--|
| 指定緊急避難場所 | 洪水や津波等の災害種別ごとに市が指定するもので、災害の危険から緊急に逃れるための避難場所 |
| 指定避難所 | 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物 |
| 福祉避難所 | 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所 |

1) 指定緊急避難場所の留意事項

- 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- 指定緊急避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- 指定緊急避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- 仮設テントの設置に配慮すること。

2) 避難所、福祉避難所の配慮事項

- 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、まちづくり拠点施

第2部 災害予防計画

設等を選定すること。

- 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活の為に食糧、毛布等を確保しておくこと。
- 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。
- 災害時要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。

(2) 避難所等の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域の指定緊急避難場所として、公園、緑地、広場などの空き地や、避難所に利用可能な耐震性のある建物の整備、安全に避難するための避難路整備を促進する。特に、津波浸水予測図で浸水の可能性があるとして認められる地域においては、高台など安全性が確保された指定緊急避難場所や津波避難ビル等の整備、浸水しない地域への指定緊急避難場所の確保を促進していく。また、災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(3) 避難指示の伝達体制の整備

急を要するため、防災行政無線、同報無線、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難誘導體制の整備

避難にあたっては、災害時要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び災害時要配慮者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導體制を整備する。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

(5) 津波、洪水、高潮、土砂災害に対する避難対策等

津波、洪水、高潮、土砂災害に対する避難指示の対象となる地区は、浸水想定地域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を中心に、災害の状況に応じて指定する。(資料編「46 各種ハ

第2部 災害予防計画

ザードマップ」参照)

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。また、次の事項について浸水想定地域の市民にあらかじめ十分周知を図る。

- 浸水想定地域の範囲
- 指定緊急避難場所及び避難所(屋内、屋外の種別)
- 避難指示の伝達方法
- その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

(6) 避難所運営体制の確立

地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進していく。

(7) 観光客への対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

(8) 広域避難の受入体制等の強化

市は、段階的に策定を進めている「災害時広域避難計画」に基づき、避難者を津波浸水想定区域外の指定避難所や市外の避難施設に移送します。さらなる避難施設確保に向け、県有施設の協力や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、広域避難の受入体制等の強化に努めます。

2. 避難所運営体制の整備

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進する。

3. 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

4. 避難所内の感染症対策

市は、必要に応じて避難所内での感染症拡大を想定し、避難所運営における感染症拡大防止対策を推進する。

第6節 防災備蓄の推進・整備

1. 桑名市防災拠点施設及び防災倉庫の整備

桑名市物資拠点(地域内輸送拠点)とは、主に市の備蓄物資の保管場所及び広域物資輸送拠点(県物資拠点)等から供給される支援物資の受け入れと仕分け、避難所等に向けて物資を配送するために設置する拠点であり、令和2年11月に完成した桑名市防災拠点施設を指定する。

また、旧桑名市内・旧長島町の各小学校、旧多度町の各地区に1基ずつ防災倉庫を配備している。防災倉庫内に備蓄されている物資及び資機材は、災害発生時に地域の住民・自主防災組織・消防団等が使用し災害の初期対応に役立てるとともに、防災倉庫から避難所等へ迅速に配送するための輸送手段(公用車、トラック等)を確保しておく。さらに、避難所となる施設には避難所開設に使用する資機材も備蓄されており、それらを利用し迅速な避難所開設を行う。なお、新たな防災備蓄倉庫については、災害や地域の特性を考慮し、避難計画や備蓄計画との整合を図りながら、適正な設置箇所を選定して整備していく。また、旧長島町は、海拔ゼロメートル地帯であり、周囲を河川海岸に囲まれ災害時には浸水する可能性が高い地域であることから、浸水時における避難場所又は孤立避難者への救援や支援物資の輸送手段を確保する必要があるため、伊曾島漁港内に既存防災ポート及び災害時用備蓄品を配備するための防災倉庫を整備し、さらなる対応の強化を図っている。

2. 備蓄物資

備蓄物資及び資機材は、桑名市防災拠点施設や各防災倉庫、桑名市役所・多度地区市民センター・長島地区市民センター等の市内の各公共施設に分散配備されている。不足資機材については、備蓄計画に基づき配備していく。

第2部 災害予防計画

3. 資機材等の点検整備

災害の予防及び応急対策に必要な資機材等が、その機能を有効適切に活用できるようにするため、これらを定期的に点検・整備する。

(1) 点検責任者と点検時期

| 資材・機材名 | 点検責任者等 | 点検時期 |
|-----------------|----------------------------------|------|
| 水防資材・機材 | 土木課長 多度・長島地区市民センター所長 | 随 時 |
| 医療・助産用薬品及び資機材 | 桑名医師会 地方独立行政法人 桑名市総合医療センター | 随 時 |
| 防疫用薬品及び資機材 | 環境対策課長 | 随 時 |
| 物資(食料・衣料生活必需品等) | 防災・危機管理課長 | 随 時 |
| 消防救急及び救助用資機材 | 消防救急課長 | 随 時 |
| 給水用資器材 | 企画総務課長 | 随 時 |

(2) 点検の方法

- 点検責任者は、上記点検計画に基づいて、それぞれ点検要領を定め定期的に点検を行うとともに、必要に応じて随時点検を行い、当該資機材の整備を図る。
- 点検責任者は、点検の都度、備蓄資機材の現況を防災・危機管理課に報告する。

4. 応急対策用資機材

(1) 消火用資機材

- 道路交通が不能となることが予想されるので、住宅密集地には、軽量小型可搬式ポンプを適切に配備する。
- のこぎり、おの、とびぐち等の破壊器具の整備充実を図る。

第2部 災害予防計画

- 災害により燃料給油所が使用不可能となるおそれもあるため、ガソリン等を安全な場所に備蓄する。
- 夜間における消火、救助活動を円滑に行うための照明器具(投光器、発電機等)を整備する。

(2) 救助救出用資機材

被災者を救出するための各種救助器具の整備を図る。

(3) 救急医療用資器材

- 専門医にかかるまでの間の応急手当てに必要な備蓄医療資器材を救護所に備蓄する。
- 重傷患者及び障がい者等を搬送するための担架、車いす等を確保する。
- 負傷者の収容を迅速に行うため、救急車の整備充実を図るとともに、代用救急車の借り上げ等について協力体制を整備する。

(4) 建築用資材

応急仮設住宅用資材の調達先と連絡を密にし、建築用資材、応急用テント等を確保する。